

経営者保証に関する取組方針

わかやま農業協同組合

当組合では組合員・利用者と保証契約を締結する場合、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

1. 経営者保証の必要性の検討

当組合は以下の要件が将来にわたって見込まれる場合、総合的な判断のうえ、経営者保証を求めない可能性を検討いたします。

- (1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること
- (2) 法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていないこと
- (3) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ること
- (4) 法人から適時適切に財務情報等が提供されていること
- (5) 経営者等から十分な物的担保の提供があること

2. 経営者保証の契約時の対応について

当組合は組合員・利用者と保証契約を締結する際には、主たる債務者と保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) 組合員・利用者から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証人の保証履行時の資産状況等を勘案し、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、履行請求の範囲を決定します。

以上